

コスモエコパワー株式会社「(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年9月10日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業環境影響評価方法書について、コスモエコパワー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県下北郡東通村  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大27,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 12月12日
環境大臣意見受理	平成29年 3月 3日
経済産業大臣意見発出	平成29年 3月10日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年 2月13日
住民意見の概要等受理	令和 元年 6月 3日
青森県知事意見受理	令和 元年 8月23日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年 9月10日

合せ先：電力安全課 沼田、須之内  
電話03-3501-1742（直通）

コスモエコパワー株式会社「(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域及びその周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済み又は計画中であることから、鳥類等に対する累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。
2. 植物相の春季の調査について、早春に開花するフクジュソウ等の春植物は、開花後に葉や花などの地上部分がなくなり生息が確認できなくなるものがあるため、調査地点の残雪状況を把握した上で、調査時期に早春季を追加すること。
3. 植生の調査について、秋季に1回の調査回数では、春から夏にかけてのみ認識が可能な春植物等の生息状況を確認できないおそれがあることから、調査時期に春季～夏季を追加すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)